

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年9月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900176号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900044号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の
取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年4月1日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の記録がない。同社には、高
校卒業後すぐに勤務したので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、
年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された職場写真に写るA社に勤務していた同僚の陳述等から、期間の特定は
できないものの、請求者が請求期間当時に同社に勤務していたことがうかがえる。

一方、A社に係る請求者の雇用保険、厚生年金基金及び健康保険組合の加入記録は確認で
きない。

また、A社の事業継承会社であるB社は、請求期間当時の資料が残っていないため、請求者
の請求期間に係る厚生年金保険料の控除を行ったか否かについては不明と回答している。

さらに、オンライン記録により、請求者と同様にA社において厚生年金保険の被保険者資格
を平成6年10月1日に取得し、請求者と同日に当該取得処理が行われている者が69人おり、
そのうち連絡先が判明した28人に照会を行い、9人から回答を得たところ、複数の者が自身
の勤務時間が長くなったことにより、請求期間当時に同社から厚生年金保険の加入について説
明を受けた旨陳述しているが、請求期間当時の給与明細書を保有している者はいなかった。

加えて、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料
等を保有していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金
保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及
び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金
保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい
たことを認めることはできない。